明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件及び金融商品取引法施行令第一条の九第五号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**七八）　二
○除籍が滅失した件（**法務**四五五）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四五六）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四五七～四六〇）　二
○中型まき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**二四二一）
○瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（**同**二四二二）
○瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（**同**二四二三）　三
○保安林の指定をする件（**同**二四二四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二四二五～二四三一）
○道路に関する件（**関東地方整備局**三八八）
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**二一六）
○道路に関する件（**中国地方整備局**一四四）
○道路に関する件（**四国地方整備局**一二四）
○浄化槽の型式の認定を更新した件（**同**一二五～一二九）　四

〔国会事項〕　五

〔人事異動〕

内閣　復興庁　農林水産省　海上保安庁　六

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　六

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　八
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示五、沖縄同四）　九

〔公告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三
会社その他